



宮 崎 県 公 報

平成27年10月1日(木曜日) 第 2730 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1		○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (水産政策課) 2		○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し (2 件) …………… (会計課) 4
○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 3		訓 令
告 示		○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 5
○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…………… (財政課) 3		○宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令…………… (市町村課) 7
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 3		公 告
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 4		○土地改良区の役員の就退任の届出 (8 件) …… (農村整備課) 8
		○土地改良区の役員の退任の届出 (4 件) …… (“) 11
		○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 12
		病院局公告
		○落札者等の公告 (3 件) …………… 12

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(健康増進課)</p> <p>第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会、感染症対策審議会及び感染症の審査に関する協議会に関すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県個人情報保護審議会</td> <td>宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第46条第1項第1号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第2号の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについての審議に関する事務並びに同項第3号の規定に</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県個人情報保護審議会	宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第46条第1項第1号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第2号の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについての審議に関する事務並びに同項第3号の規定に	[略]	<p>(健康増進課)</p> <p>第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会、<u>がん対策審議会</u>、感染症対策審議会及び感染症の審査に関する協議会に関すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県個人情報保護審議会</td> <td>宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第46条第1項第1号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第2号の規定による審議に関する事務並びに同項第3号の規定による住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の40第2項に規定する事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県個人情報保護審議会	宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第46条第1項第1号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第2号の規定による審議に関する事務並びに同項第3号の規定による住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の40第2項に規定する事	[略]
名 称	担 任 事 務	主管部課																	
[略]																			
宮崎県個人情報保護審議会	宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第46条第1項第1号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第2号の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについての審議に関する事務並びに同項第3号の規定に	[略]																	
名 称	担 任 事 務	主管部課																	
[略]																			
宮崎県個人情報保護審議会	宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第46条第1項第1号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第2号の規定による審議に関する事務並びに同項第3号の規定による住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の40第2項に規定する事	[略]																	

	よる住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項について調査審議し、及び知事に建議する事務並びに宮崎県個人情報保護条例第46条第2項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項について意見を述べる事務			項について調査審議し、及び知事に建議する事務並びに宮崎県個人情報保護条例第46条第1項第4号の規定による特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、実施機関に意見を述べる事務並びに宮崎県個人情報保護条例第46条第2項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項について意見を述べる事務	
[略]		[略]		[略]	
宮崎県指定難病審査会	[略]	宮崎県指定難病審査会	[略]	宮崎県がん対策審議会	宮崎県がん対策審議会条例（平成27年宮崎県条例第42号）第2条の規定による宮崎県がん対策推進計画の策定及び変更、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づく知事の諮問を要する事項その他がん対策に係る重要な事項の調査審議に関する事務
[略]		[略]		福祉保健部健康増進課	
[略]		[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 262条の表宮崎県個人情報保護審議会の項の改正規定中「第30条の9第2項」を「第30条の40第2項」に改める部分は、平成27年10月5日から施行する。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第47号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則（平成7年宮崎県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第5号（第3条、第6条、第9条、第13条関係）	様式第5号（第3条、第6条、第9条、第13条関係）
[略]	[略]
[略]	[略]
・第3号関係 漁業法違反（有・無） 水産資源保護法違反（有・無）	・第3号関係 漁業法違反（有・無） 水産資源保護法違反（有・無）
[略]	<u>内水面漁業の振興に関する法律違反（有・無）</u>
[略]	[略]
外国為替及び外国貿易管理法違反（有・無）	外国為替及び外国貿易法違反（有・無）
[略]	[略]
[略]	[略]

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のうなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成5年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。）を利用することができるときは、登録申請者は、第2項第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用することができるときは、登録申請者は、第2項第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p>

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 579号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示（平成16年宮崎県告示第21号）の一部を次のように改正し、この告示は平成27年11月1日から適用する。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
<p>3 収納代理金融機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取扱店舗</th> <th>取扱事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日向市漁業協同組合</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川南町漁業協同組合</td> <td>同</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	[略]			日向市漁業協同組合	[略]		川南町漁業協同組合	同	同	[略]			<p>3 収納代理金融機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取扱店舗</th> <th>取扱事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日向市漁業協同組合</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	[略]			日向市漁業協同組合	[略]		[略]		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲																										
[略]																												
日向市漁業協同組合	[略]																											
川南町漁業協同組合	同	同																										
[略]																												
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲																										
[略]																												
日向市漁業協同組合	[略]																											
[略]																												

宮崎県告示第 580号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-35	映画	絶頂家族 愛人だらけ	加藤組 〈オービー映画〉	平成27年 9

27年-36	映画	恋人百景 フラれてフって、また濡れて	竹洞組 <オーピー映画>	月18日
27年-37	映画	恋愛凶鑑 フってフラれて、でも濡れて	竹洞組 <オーピー映画>	
27年-38	映画	恋するオヤジ ビンビンなお留守番	池島組 <オーピー映画>	
27年-39	映画	愛R o b o t したたる淫行知能	渡邊（元）組 <オーピー映画>	
27年-40	映画	や・り・ま・ん妻 セックスに夢中	的場組 <新東宝映画>	
27年-41	映画	ボヤージュ Voyage (原題) VOYAGE	ミュージズ・プランニング (香港)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 581号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年10月 1 日から平成27年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字本城字宮ノ脇6005番 2 地先から同市同大字字松ノ下5398 番 1 地先まで	平成27年10月 1 日

宮崎県告示第 582号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年10月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎 葉 村	尾 前 谷 川	09- 430- 1 - 012	土 石 流
	高 砂 谷 川	09- 430- 1 - 013	土 石 流
	尾 前 下 川	09- 430- 1 - 014	土 石 流

高砂谷川 1	09- 430- 2 - 026	土 石 流
尾 谷 谷 川	09- 430- 2 - 027	土 石 流
小 八 重 川	09- 430- 2 - 028	土 石 流
尾 前 一	I - 1 - 1416	急傾斜地の崩壊
尾 前 下	I - 1 - 1417	急傾斜地の崩壊
高 砂	I - 1 - 3538	急傾斜地の崩壊
菅ノ迫- 1	II - 1 - 7228	急傾斜地の崩壊
菅ノ迫- 2	II - 1 - 7229	急傾斜地の崩壊
菅ノ迫- 3	II - 1 - 7230	急傾斜地の崩壊
菅ノ迫- 3- 新①	II - 1 - 7230- 新①	急傾斜地の崩壊
菅ノ迫- 3- 新②	II - 1 - 7230- 新②	急傾斜地の崩壊
菅ノ迫- 3- 新③	II - 1 - 7230- 新③	急傾斜地の崩壊
菅ノ迫- 4	II-1-7231	急傾斜地の崩壊
尾 前 - 1	II-1-7234	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 583号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
都城市妻ヶ丘町49街区 3号一般社団法人宮崎 県自家用自動車協会都 城支部内	一般社団法人宮崎県自 家用自動車協会	平成27年9月 30日

宮崎県告示第 584号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12

条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を
取り消した。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
延岡市昭和町2丁目56 番地一般社団法人宮崎 県自家用自動車協会延 岡支部内	一般社団法人宮崎県自 家用自動車協会	平成27年9月 30日

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 8 号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前										改正後													
別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項 [略]										別表第2（第4条関係） 本庁各課共通専決事項 [略]													
付表 予算執行伺及び支出負担行為専決区分										付表 予算執行伺及び支出負担行為専決区分													
節区分		予算執行伺				支出負 担行為		摘要				節区分		予算執行伺				支出負 担行為		摘要			
		専決区分				専決区 分								専決区分				専決区 分					
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	次 長	課 長							副 知 事	部 長	次 長	課 長	次 長	課 長				
[略]										[略]													
負担金、 補助及び 交付金	負担 金	法令に基 づく もの		[略]								負担金、 補助及び 交付金	負担 金	法令に基 づく もの		[略]							
		その 他の もの												その 他の もの								市町村交 流職員負 担金に係 る予算執 行伺につ いては、 600万円 以上は部 長専決	
[略]										[略]													

[略]					[略]						
[略]					[略]						
別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)					別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)						
本庁各課特定専決事項					本庁各課特定専決事項						
課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長補佐特定 専決事項	課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長補佐特定 専決事項
[略]					[略]						
市町 村課				1・2 [略] 3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による次の事務 (1) <u>第30条の8第1項第3号及び第4号</u> に掲げる場合の本人確認情報の利用に関すること。 (2) <u>第30条の37第2項</u> の規定による本人確認情報の開示に関すること。 (3) <u>第30条の38第2項</u> の規定による本人確認情報を期間内に開示できない理由及び開示の期限の通知に関すること。 (4) <u>第30条の40</u> の規定による本人確認情報の訂正、追加又は削除に関すること。		市町 村課				1・2 [略] 3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による次の事務 (1) <u>第30条の15第1項第3号及び第4号</u> に掲げる場合の都道府県知事保存本人確認情報の利用に関すること。 (2) <u>第30条の32第2項</u> の規定による本人確認情報の開示に関すること。 (3) <u>第30条の33第2項</u> の規定による本人確認情報を期間内に開示できない理由及び開示の期限の通知に関すること。 (4) <u>第30条の35</u> の規定による本人確認情報の訂正、追加又は削除に関すること。	
[略]					[略]						
会計 課		[略]		[略]	1・2 [略]	会計 課		[略]		[略]	1・2 [略] 3 <u>基金に属する現金の払出しに関すること。</u> 4 <u>宮崎県財務規則第41条第2項の規定による収入金の払戻しに関すること(基金への払戻しに限る。)</u>

3 [略]	5 [略]												
別表第 3 (その 2) (第 4 条関係) 本庁各課特定専決事項	別表第 3 (その 2) (第 4 条関係) 本庁各課特定専決事項												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">課</th> <th>担当リーダー特定専決事項</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td> 1 [略] </td> </tr> </table>	課	担当リーダー特定専決事項	[略]		会計課	1 [略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">課</th> <th>担当リーダー特定専決事項</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td> 1 宮崎県財務規則第40条第2項の規定による収入の更正の通知の受理に関すること。 2 宮崎県財務規則第40条第3項及び第96条第3項の規定による更正依頼書の送付に関すること。 3 [略] 4 宮崎県財務規則第77条第1項の規定により指定金融機関等に行った依頼に係る支払方法の変更、支払停止及び公金組戻に関すること。 5 宮崎県財務規則第93条第1項の規定による支払通知書等の再発行に関すること(隔地払通知書の再発行に限る。) 6 宮崎県財務規則第93条第2項の規定による通知に関すること(隔地払通知書の再発行に係るものに限る。) </td> </tr> </table>	課	担当リーダー特定専決事項	[略]		会計課	1 宮崎県財務規則第40条第2項の規定による収入の更正の通知の受理に関すること。 2 宮崎県財務規則第40条第3項及び第96条第3項の規定による更正依頼書の送付に関すること。 3 [略] 4 宮崎県財務規則第77条第1項の規定により指定金融機関等に行った依頼に係る支払方法の変更、支払停止及び公金組戻に関すること。 5 宮崎県財務規則第93条第1項の規定による支払通知書等の再発行に関すること(隔地払通知書の再発行に限る。) 6 宮崎県財務規則第93条第2項の規定による通知に関すること(隔地払通知書の再発行に係るものに限る。)
課	担当リーダー特定専決事項												
[略]													
会計課	1 [略]												
課	担当リーダー特定専決事項												
[略]													
会計課	1 宮崎県財務規則第40条第2項の規定による収入の更正の通知の受理に関すること。 2 宮崎県財務規則第40条第3項及び第96条第3項の規定による更正依頼書の送付に関すること。 3 [略] 4 宮崎県財務規則第77条第1項の規定により指定金融機関等に行った依頼に係る支払方法の変更、支払停止及び公金組戻に関すること。 5 宮崎県財務規則第93条第1項の規定による支払通知書等の再発行に関すること(隔地払通知書の再発行に限る。) 6 宮崎県財務規則第93条第2項の規定による通知に関すること(隔地払通知書の再発行に係るものに限る。) 												

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別表第 3 (その 1) 市町村課の項の改正規定は、平成27年10月 5 日から施行する。

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年10月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 9 号

本 庁
各出先機関

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程(平成19年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 本人確認情報 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。 (4)～(10) [略] (11) 情報資産 住基ネットに係るすべての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスクをいう。	(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 本人確認情報 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。 (4)～(10) [略] (11) 情報資産 住基ネットに係る <u>全ての</u> 情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスクをいう。 (12) <u>都道府県知事保存本人確認情報 法第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。</u>
(情報資産の管理) 第19条 情報資産管理責任者は、情報資産の管理に関し、次に掲げる事項を実施する。 (1)～(3) [略] (4) <u>本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報をその事実の発生した日の属する月の翌月の初日から起算して7年間保存すること。</u> (知事以外の県の執行機関の取扱い) 第26条 宮崎県住民基本台帳法施行条例(平成14年宮崎県条例第35	(情報資産の管理) 第19条 情報資産管理責任者は、情報資産の管理に関し、次に掲げる事項を実施する。 (1)～(3) [略] (4) <u>都道府県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報をその事実の発生した日の属する月の翌月の初日から起算して7年間保存すること。</u> (知事以外の執行機関の取扱い) 第26条 宮崎県住民基本台帳法施行条例(平成14年宮崎県条例第35

号)別表第2に規定する知事以外の県の執行機関が法第30条の8第2項の規定により、本人確認情報の提供を受ける場合は、この訓令の例により当該本人確認情報を処理するものとする。

号)別表第2に規定する知事以外の執行機関が法第30条の15第2項の規定により、都道府県知事保存本人確認情報の提供を受ける場合は、この訓令の例により当該都道府県知事保存本人確認情報を処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、縦崎土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐藤 有三	高千穂町大字押方5260番地

(任期：平成27年10月17日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	後藤 良農夫	高千穂町大字押方5126番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中津留土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中村 丸夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金丸 益三	日南市大字酒谷乙5106番地1
理 事	青山 岩夫	日南市大字酒谷乙4211番地1
理 事	伊豆本 喜一	日南市大字酒谷乙6109番地2
理 事	大塚 達男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	黒木 英則	日南市大字酒谷乙5055番地
監 事	久川 文弘	日南市大字酒谷乙4756番地

(任期：平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中村 丸夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金丸 益三	日南市大字酒谷乙5106番地1
理 事	小野 慎一	日南市大字酒谷乙4249番地1
理 事	伊豆本 喜一	日南市大字酒谷乙6109番地2
理 事	大塚 達男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	黒木 英則	日南市大字酒谷乙5055番地
監 事	久川 文弘	日南市大字酒谷乙4756番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三原尾野土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 勝明	高千穂町大字押方2962番地
理 事	佐藤 秀喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	興 梶 常行	高千穂町大字押方2954番地
理 事	佐藤 厚	高千穂町大字押方2966番地
理 事	佐藤 宣義	高千穂町大字押方2843番地
監 事	佐藤 誠	高千穂町大字押方2844番地
監 事	今村 浩二	高千穂町大字押方2845番地

(任期：平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 勝明	高千穂町大字押方2962番地

理 事	佐 藤 秀 喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	佐 藤 宣 義	高千穂町大字押方2843番地
理 事	新 名 正 一	高千穂町大字押方2827番地
理 事	佐 藤 厚	高千穂町大字押方2966番地
監 事	佐 藤 誠	高千穂町大字押方2844番地
監 事	今 村 浩 二	高千穂町大字押方2845番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上方土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	市 來 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	出 口 義 信	えびの市大字坂元 162番地 2
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	木 牟 礼 重 久	えびの市大字原田19番地
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地ロ
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	大 平 落 住 雄	えびの市大字原田2392番地
理 事	狩 集 貞 夫	えびの市大字原田1906番地イ
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	朝 留 吉 秀	えびの市大字原田3614番地 3
監 事	朝 稲 義 則	えびの市大字原田2071番地

（任期：平成29年4月6日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	市 來 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	出 口 義 信	えびの市大字坂元 162番地 2
理 事	岩 崎 裕 一	えびの市大字杉水流 738番地
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	横 山 忠 史	えびの市大字原田2210番地
理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地ロ
理 事	下 原 利 治	えびの市大字原田2697番地 4
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	木 牟 礼 重 久	えびの市大字原田19番地
監 事	堀 紘一郎	えびの市大字上江 294番地
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	朝 留 吉 秀	えびの市大字原田3614番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、池島土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地
理 事	木 原 昭 二	えびの市大字池島 370番地 1
理 事	鬼 川 直 也	えびの市大字池島 493番地

理 事	鶴 田 直 幸	えびの市大字池島 387番地55
理 事	有 島 孝 博	えびの市大字池島 417番地
監 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
監 事	野 間 教 昭	えびの市大字池島 461番地

（任期：平成29年 4 月30日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 間 寛 俊	えびの市大字池島 459番地 1
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地
理 事	野 間 芳 治	えびの市大字池島 362番地
理 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
理 事	鶴 田 静 徳	えびの市大字池島 387番地
理 事	長 尾 政 秋	えびの市大字今西 637番地 2
監 事	新 原 不可止	えびの市大字池島 308番地
監 事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東川北土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地
理 事	駒 崎 政 行	えびの市大字東川北 877番地 2
理 事	長 友 博	えびの市大字東川北 696番地
理 事	茶 園 美 次	えびの市大字東川北1220番地乙
理 事	下 堀 義 政	えびの市大字榎田 596番地
監 事	裕 田 政 光	えびの市大字東川北1227番地
監 事	駒 崎 秀 雄	えびの市大字東川北 852番地

（任期：平成31年 5 月22日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地
理 事	森 山 親 典	えびの市大字東川北 864番地口
理 事	駒 崎 秀 雄	えびの市大字東川北 852番地
理 事	裕 田 政 光	えびの市大字東川北1227番地
理 事	下 堀 義 政	えびの市大字榎田 596番地
監 事	溝 邊 一 男	えびの市大字東川北 975番地口
監 事	清 藤 明	えびの市大字東川北 854番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 里 敏 夫	日之影町大字七折9031番地口
理 事	戸 高 利 徳	日之影町大字七折 11491番地
理 事	伊 東 晃 一	日之影町大字七折7562番地
理 事	谷 川 勝	日之影町大字七折8339番地
理 事	谷 川 和 彦	日之影町大字七折8809番地
理 事	杜 若 清 文	日之影町大字七折9591番地 1
理 事	田 崎 喜 吉	日之影町大字七折 10454番地
理 事	甲 田 英 生	日之影町大字七折 12393番地
理 事	甲 斐 公 明	日之影町大字七折 12760番地 2
理 事	藤 本 秀 幸	日之影町大字七折 14053番地
監 事	富士本 邦 房	日之影町大字七折9538番地
監 事	桐 木 務	日之影町大字七折 13638番地

（任期：平成31年 5 月29日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	大里敏夫	日之影町大字七折9031番地ロ
理事	戸高利徳	日之影町大字七折 11491番地
理事	伊東晃一	日之影町大字七折7562番地
理事	工藤依昭	日之影町大字七折9172番地
理事	工藤紀治	日之影町大字七折9258番地 1
理事	杜若清文	日之影町大字七折9591番地 1
理事	田崎喜吉	日之影町大字七折 10454番地
理事	甲田英生	日之影町大字七折 12393番地
理事	甲斐公明	日之影町大字七折 12760番地 2
理事	藤本秀幸	日之影町大字七折 14053番地
監事	菊池健生	日之影町大字七折8314番地
監事	桐木務	日之影町大字七折 13638番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区(三股町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	重久邦仁	三股町大字蓼池1345番地
理事	瀬戸厚男	都城市神之山町2365番地
理事	橋口征男	三股町大字蓼池1467番地
理事	田口善征	三股町大字蓼池1333番地 7
理事	田口達久	三股町大字蓼池1339番地
理事	田中昭夫	三股町大字蓼池1475番地
理事	立山護	三股町大字餅原 957番地 2
理事	黒坂勉	三股町大字蓼池 347番地 6

理事	下沖静雄	三股町大字蓼池 632番地 8
理事	黒木守春	三股町大字宮村2766番地 1
監事	田上富雄	三股町大字蓼池1304番地 1
監事	嘉藤收	三股町大字樺山4632番地
監事	今村興一	都城市神之山町1978番地 2

(任期：平成31年6月11日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	重久邦仁	三股町大字蓼池1345番地
理事	瀬戸厚男	都城市神之山町2365番地
理事	橋口征男	三股町大字蓼池1467番地
理事	田口善征	三股町大字蓼池1333番地 7
理事	田口達久	三股町大字蓼池1339番地
理事	田中昭夫	三股町大字蓼池1475番地
理事	立山護	三股町大字餅原 957番地 2
理事	黒坂勉	三股町大字蓼池 347番地 6
理事	下沖静雄	三股町大字蓼池 632番地 8
理事	戸高哲郎	都城市郡元町2839番地
監事	今村興一	都城市神之山町1978番地 2
監事	田上富雄	三股町大字蓼池1304番地 1
監事	嘉藤收	三股町大字樺山4632番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西諸土地改良区(小林市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	川崎明	小林市細野4860番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、石山土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	児 玉 佳 之	新富町大字新田8386番地

建築士法（昭和25年法律第 202号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成27年10月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免許の取消しをした年月日

平成27年 9月16日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

藤井 啓太郎

二級建築士

宮崎県知事登録第2870号

3 免許の取消しの理由

法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士死亡等届が提出された。

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年10月 1日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

1 落札に係る調達件名

県立宮崎病院で使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町 5 番30号

3 落札者を決定した日

平成27年 8月25日

4 落札者の氏名及び住所

ミツロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋本町 3 丁目 7 番 2 号

5 落札金額

136,185,460円（消費税込み）

6 一般競争入札の公告を行った日

平成27年 7月13日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年10月 1日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

1 落札に係る調達件名

県立延岡病院で使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10

3 落札者を決定した日

平成27年 8月25日

4 落札者の氏名及び住所

ミツロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋本町 3 丁目 7 番 2 号

5 落札金額

124,961,452円（消費税込み）

6 一般競争入札の公告を行った日

平成27年 7月13日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年10月 1日

県立日南病院長 鬼 塚 敏 男

1 落札に係る調達件名

県立日南病院で使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号

3 落札者を決定した日

平成27年 8月25日

4 落札者の氏名及び住所

ミツロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋本町 3 丁目 7 番 2 号

5 落札金額

86,881,320円（消費税込み）

6 一般競争入札の公告を行った日

平成27年7月13日

--	--